

令和3年10月14日

請願・陳情文書表

議会運営委員会

請願番号	13	受理年月日	元 . 12 . 3
件名	神奈川県議会「政務活動費の指針」に政務活動と他の活動が混在する場合のあん分率の基準と上限を決め、按分方法（例）として私的活動を含めた合理的な目安を例示することを求める請願		
請願者		紹介議員	
※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		君嶋 ちか子 大山 奈々子 石田 和子 上野 たつや	
<p>1 請願の要旨</p> <p>指針のP3のⅢの2「政務活動と他の活動が混在する場合の按分指針」に記載してある按分方法（例）を私的活動を含めた幾つかの具体的事例に分けて、判り易い^{わか}あん分の^{やす}目安と上限を示した按分方法（例）に改める。</p> <p>2 請願の理由</p> <p>現行のあん分は会派及び議員の活動実態から自己申告したものであり、議員の主観に左右されやすく、客観性に欠ける。私的活動が混在する場面がありうるが、現行の「政務活動費の指針」のあん分方法の例には私的活動が含まれておらず参考にならない。</p> <p>また、事務所のなかには政務活動費を充当していない事務所や後援会と共有している事務所もあるが、使用実態が不明で光熱費のあん分率が議員の主観に委ねられており、客観性に欠ける。</p> <p>さらに、交通費の車両リース代のあん分率では、混在する活動の利用割合や理由が不明で、議員の使用実感だけで判断するのは客観性に欠けるものであり、タクシー代やガソリン代についても私的活動が含まれている場合があり、あん分率を判断した理由や根拠が明記されておらず妥当性が確認できない。</p> <p>以上の理由から、「指針」を見直し、私的活動を含めて客観的で分かりやすいあん分の目安と上限を示してほしい。</p>			

請願番号	19	受理年月日	2018
件名	ネット公開された政務活動費を閲覧する際、議員名で検索することができ、使用した支出伝票を閲覧できるようにする事を求める請願		
請願者	紹介議員		
※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。	君嶋 ちか子 大山 奈々子 石田 和子 上野 たつや		
<p>1. 請願の要旨</p> <p>政務活動費のネット公開にあたって、議員毎<small>ごと</small>に使用した支出伝票が閲覧出来るようにして欲しい。</p> <p>2. 請願の理由</p> <p>私達有権者<small>たち</small>は県議会議員選挙で貴重な一票を一人の議員に投票しており、政務活動費は選挙によって選ばれた議員の調査研究等の経費として交付されている。</p> <p>交付する際の便宜上会派に一括して支給されているが、実際に使用しているのは個々の議員であり、県民には議員がどのように政務活動費を使用したか詳細を知る権利がある。すでにネット公開が実施されている他府県では、議員毎<small>ごと</small>に検索して政務活動費の支出伝票を閲覧できるようになっている。</p> <p>神奈川県議会でもネット公開に当たって現行の支出伝票の様式を見直し、県民に対して透明性のある情報公開の在り方を連絡会で検討して早期にネット公開を実施して下さい。</p>			

請願番号	33	受理年月日	3 . 6 . 23
件名	政務活動費の事務所費について賃貸借契約書のコピーを証拠書類として支出伝票に添付することを求める請願		
請願者		紹介議員	
※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		君嶋 ちか子 大山 奈々子 上野 たつや	
<p>1 請願の趣旨</p> <p>政務活動費から事務所費が支出されています。</p> <p>現在証拠書類として添付されている事務所台帳には、所在地・床面積・賃貸料・契約期間・貸主借主が記載されているだけで、詳細は伝票の備考欄に簡単に記入されています。支出伝票によると礼金や更新料等が含まれた物件であったり、光熱費・管理費等が含まれた物件であったり、駐車場付き物件や土地の賃貸借契約であったりと使用状況は多種多様です。</p> <p>県民により分かりやすく政務活動費の透明性を高めるために、事務所台帳に代わって議員が保管している賃貸借契約書のコピーを添付することを請願します。</p> <p>2 請願の理由</p> <p>政務活動費から支出する事務所の使用形態は議員個人が政務活動専用を使用するケースの他、後援会との共用や複数議員で共用するなど多種多様です。また、駐車場として3～4台分を借りているものもあります。賃貸料は月4万から23万円までと幅が大きく、按分率も30%～100%と様々ですが、賃貸料の上限や按分率の根拠となる規定も不明です。さらに光熱費や管理委託費等が契約に含まれているのかも判然としません。</p> <p>現在では立地条件や使用状況はインターネットでも確認できますが、契約内容については現在の支出伝票と事務所台帳からはよく分からないものもあります。</p> <p>事務所台帳よりも政務活動費の指針で議員保管となっている賃貸借契約書のコピーを添付する方が有権者にとって分かりやすく透明性があると思います。ご検討をお願いします。</p>			

請願番号	36	受理年月日	3 . 9 . 22
件名	不正支出が認められた政務活動費の返還を条例や指針に明記することを求める請願		
請願者	紹介議員		
※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。	君嶋 ちか子 大山 奈々子 石田 和子 上野 たつや		
<p>1 請願の要旨</p> <p>政務活動費は、神奈川県議会を構成する議員が神奈川県議会基本条例に定める使命を果たすために、地方自治法並びに神奈川県条例などに基づき、議員の調査研究その他の活動に必要な経費の一部として交付される経費とされています。</p> <p>ところが、平成27年に元県議会議長が印刷物の領収書を偽造し架空請求した事件がありましたが、不正支出した政務活動費の返還はされていません。一般社会では不正支出は返還するのが当たり前なのに、政務活動費の不正支出をした議員には適用されないというのは、あまりにも非常識であり不公正です。</p> <p>不公正の原因は「県条例」や「政務活動費の指針」の（政務活動費の返還）の項目の中に不正使用についての規定がなく、返還することが明記されていないからだと思います。</p> <p>現行の条例や指針を改め、県議会が不正を許さない姿勢を示し県民からの信頼を回復して下さい。</p> <p>2 請願の理由</p> <p>令和元年度以降、政務活動費連絡会が開催されていますが、不正支出の再発防止に向けて十分な検討がされたとはいえません。一般社会では不正支出は返還するのが当たり前のことです。不正を容認したままの県議会に対して県民は不信感を持っています。</p> <p>会派の赤字を理由に、不正支出した金額を返還しなくてもよいとする解釈が是認される現行の「政務活動費の指針」と「県条例」を見直し改正して下さい。</p>			

陳情番号	69	付議年月日	3 . 2 . 22
件名	政務活動費の支出伝票の枚数を減らすように検討を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
議会運営委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1. 陳情の要旨</p> <p>神奈川県議会の毎年の政務活動費の支出伝票数は毎年全国最多で5万枚近くに及んでいます。ネット公開に向けて伝票内容を検討・整理して枚数を減らすことを陳情します。</p> <p>2. 陳情の理由</p> <p>神奈川県議会の政務活動費の支出伝票は毎年5万枚近くになっており、全国でも突出した枚数となっています。ほとんどの府県は1万枚で、議員数が最多の東京都の2万枚と比べても倍以上の枚数になっています。</p> <p>2年間の連絡会で、公開日を延期したりチェック回数を増やすなどの改正を決めましたが、伝票数を削減する検討はされていません。</p> <p>わずか10円のコピー代一枚だけを添付した領収書や、100円の駐車場の領収書1枚だけの伝票等があり、昨年度分にも民意から程遠い伝票が相変わらず多数公開された今年度の連絡会で調査研究費に関わる支出をまとめたように、他の経費でも同じ目的で支出した伝票をまとめて整理し、関連する領収書や成果物を添付することで、証拠書類として伝票全体の枚数を減らすことができます。政務活動費の支出伝票の枚数を減らし、早期にネット公開を実現してください。</p>			